

愛知県職業訓練会館管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県職業訓練会館（以下「会館」という。）の利用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 会館の管理者として、館長を置く。

2 館長は、愛知県と協議し、会長が任免する。

(管理運営)

第3条 館長は、この規程及び会長の指示に基づき会館の管理、秩序維持に努めなければならない。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に規定する休日。

(2) 1月2日、3日及び12月29日から31日まで

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館日を変更し、又は前項のほかに休館日を設けることができる。

(利用時間)

第5条 会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第6条 会館を利用しようとする者は、施設利用申込書（様式第1）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、利用を承認したときは、速やかに利用証（様式第1-2）を申込者に交付するものとする。

3 会場の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の会場を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

4 利用申込みの受付日は、土曜日・日曜日及び休館日を除く日とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用料)

第7条 管理者は、利用者から別表に定める額の利用料を徴収する。

2 利用料の徴収に関し、必要な事項は会長が別に定める。

3 管理者は、必要があると認めるときは、愛知県と協議の上、利用料の額を定め、又は変更することができる。

(利用の変更・取消しの承認)

第8条 利用者は、利用しようとする会場、利用時間その他利用申込書の記載事項を変更しようとするとき、又は、利用の取消しをしようとするときは、当初の利用予定日の7日前の日（その日が土曜日・日曜日及び休館日に当たるときは、直前の受付日）までに施設利用変更・取消申込書（様式第2）に利用承認時に交付された利用証（様式第1-2）を添えて管理者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、利用料納付後の利用の取消しについては、原則として利用料の還付は行わない。

(利用後の届出)

第9条 利用者は、会場の利用を終えたときは、承認された時間内に速やかに利用した会場を原状に復帰し、その旨を管理者に届け出なければならない。

(管理者の指示等)

第10条 管理者は、会館の秩序維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し会場の利用に関し必要な指示をし、又は利用中の会場に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、愛知県と協議の上、別に会長が定める。

附 則

この規程は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和63年11月4日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は平成3年12月1日から施行する。

2 平成3年10月21日前に平成3年12月1日（以下施行日という。）以後の利用について承認を受けた者に係る利用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の利用について承認を受けた者からは、施行日前においても改正後の利用料を徴収することができる。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の愛知県職業訓練会館管理規程の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の愛知県職業訓練会館管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この規程は平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月24日前に平成9年4月1日（以下施行日という。）以後の利用について承認を受けた者に係る利用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の利用について承認を受けた者からは、施行日前においても改正後の利用料を徴収することができる。

附 則

- 1 この規程は平成12年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の愛知県職業訓練会館管理規程の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の愛知県職業訓練会館管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この規程は、平成15年10月23日から施行する。ただし、「利用取消申込書」は、当分の間、従前のものを使用することができる。

附 則

- 1 この規程は平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の会場名については、平成23年8月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の愛知県職業訓練会館管理規程の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の愛知県職業訓練会館管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 施行日前に施行日以後の利用について承認を受けた者からは、施行日前においても改正後の利用料を徴収することができる。

附 則

- 1 この規程は平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に施行日以後の利用について承認を受けた者からは、施行日前においても改正後の利用料を徴収することができる。

附 則

- 1 この規程は令和元年10月1日から施行する。
- 2 施行日前に施行日以後の利用について承認を受けた者からは、施行日前においても改正後の利用料を徴収することができる。